

学校いじめ防止基本方針

八戸市立白銀南小学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も考えられる。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる児童の事例もニュースで取り上げられている。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童が意欲を持って充実した小学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、

3 いじめの予防と早期発見

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要であると考え。また、早期発見のために何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することも重要であると考え。

（1）学業指導、生徒指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

（2）特別活動、道徳教育の充実

- ・特別活動や道徳の授業における望ましい人間関係づくりの活動

（3）教育相談の充実

- ・アンケートの定期的実施（6月、7月、11月、12月、2月）
- ・児童対象教育相談の実施（6月、11月）

（4）情報モラル教育の充実

- ・「総合的な学習の時間」における情報モラル教育の充実（5・6年）

（5）保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・保護者対象の「教育講演会」によるいじめ防止の啓発

